医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号)抄

3 (略)とを妨げない。	する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うこら第二十一号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任2 法第八十一条の四第二項の規定により、前項第十八号か		一〜三十(略)第二百八十一条(略)(権限の委任)	改正案
委任する。 五十七に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に四条の五十七、第百三十七条の五十六及び第百三十七条の四条の五十六、第百十十五条、第百十四条の五十六、第百十	 (新設) 二十二~三十 (略) 二十二 法第七十六条の八第一項に規定す	十 九 八 \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	地方享生司長こ委任する。ただし、享生労動大五が第八号第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、第二百八十一条 法第八十一条の四第一項及び令第八十二条(権限の委任)	現行